

学校管理下における災害発生の場合の緊急体制について

山口大学教育学部附属山口中学校
生徒指導部

1 救急措置の意義と目標

- (1) 学校において発生する傷病や急病に対して、適切に手当てを講ずることである。
- (2) 学校で行う救急処理の基本は、あくまでも医師の手に渡すまでのものであり、この領域を越えたり、医療の妨げになってはならない。
- (3) 迅速、且つ適切な処置が行えるように、正しい知識と技術の研修を深めると共に、校内救急体制についての共通理解に努める。

2 事故発生時の対応

- (1) 事故発見者は、緊急に際して迅速な救急処置と連絡体制に最大の努力を図る。
- (2) 特に学級担任は、誰に、どのように連絡(報告)をすべきか基本的なことをおさえておく。
- (3) 保護者への連絡は、必要以上の心理的負担を与えないよう配慮する。

3 学校管理下における災害発生時の基本的な対応の仕方

(1) 軽度の災害(医師の治療を要しない場合)

保健室での手当が基本だが、養護教諭不在のときは学級担任が手当を行う。(職員室にも救急箱は設置してある。)ただし、時間経過における症状の観察を続け、受診の必要性については、教師側の慎重な判断をおこなうこと。

(2) 速やかに医師の治療を要する場合

① 家庭への連絡は担任が行う。

- ・ 保護者の気持ちを考慮しながら、災害の状況を簡潔に説明する。
- ・ かかりつけの医療機関があるかどうか尋ね、その医療機関側の受け入れが可能であれば、保護者に保険証を持参してもらう。

(養護教諭もしくは担任が付き添う。ただし、放課後の部活動の場合、部活顧問が付き添うか、状況によっては保護者に依頼。)

- ・ 災害発生に他の生徒が関わっていれば、発生原因などを、慎重に、かつ多方面から事情聴取したうえで保護者に伝える。

② 家庭への連絡が見つからない場合。

- ・ かかりつけの医療機関がわからない場合は、災害の程度や、速やかな対応ができる医療機関ということを基準に判断して選択し、養護教諭または担任が付き添う。養護教諭不在の時は、副校長が判断し、関係職員から付き添いを決める。

- ・ 治療後、災害の様子、処置の結果などを保護者に伝える。かかりつけの医療機関でない場合、家庭の希望で転院も可能であるが、その場合は必ず学校へ連絡してもらう。医療機関には、保護者の方で保険証持参し、医療費の支払いを依頼する。

③ 担任は資料の提供を行い、今後の指導に役立てる。

- ・ 学校管理下の事故であれば、日本スポーツ振興センターへ報告すれば、医療に要した費用が負担される。担任は報告に必要な事項を養護教諭に報告する。
- ・ 発生原因については関係者で十分に検討し、全職員の共通理解を図り生徒指導に

あたる。

(3) 重大な災害発生の場合

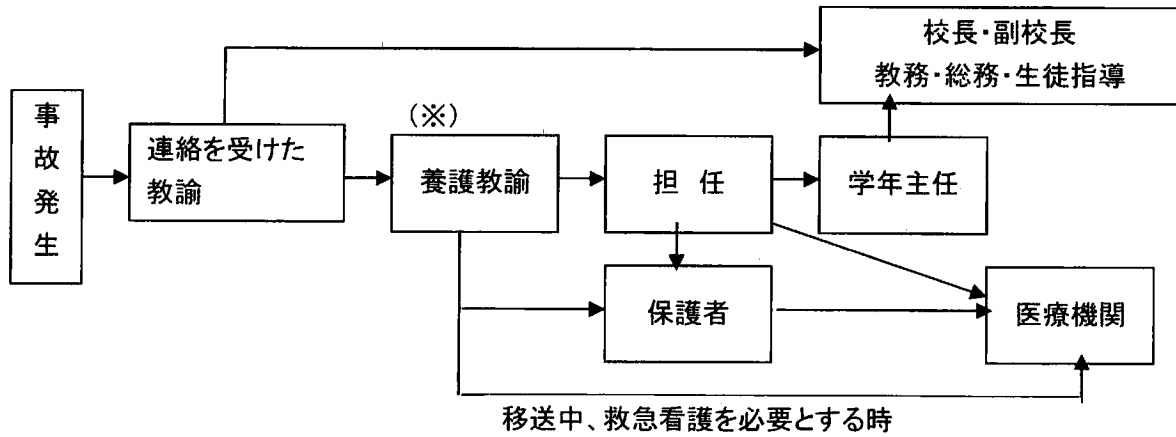
- ① 基本的には、2の場合に準じて対応する。
- ② 救急車を要請(局番なしの119)する。その際、傷病者の人数、性別、年齢、症状など簡潔に伝える。さらに、救急車が到着するまでの対応の指示を仰ぐ。
職員は協力して応急処置や、門まで出て救急車を誘導する。(警備員へ連絡し、門を開放しておいてもらう。)
- ③ 保護者に連絡し、不在の場合は勤務先か携帯に連絡する。その際、事故や災害の概要や医療機関名を確実に伝える。
- ④ 外部への対応は、学校長(副校長)を窓口とする。

(4) 役割分担

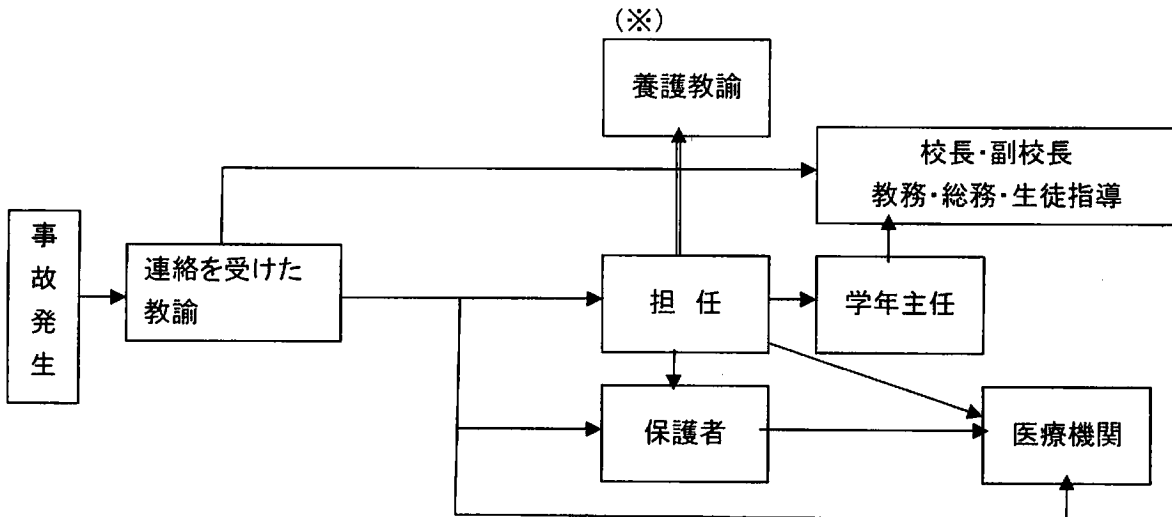
総合的判断とその処理	副校長
全職員への連絡と指揮	総務部長
救急(応急)処置とその判断	養護教諭
保護者への連絡	学級担任
救急車の要請	副校長・総務部長(原則として) 電話に近い職員
事故にあった学級の生徒児童の管理	同学年(隣学年)担当者
移送車に同乗する人	
ア 保護者	
イ 学級担任	緊急時又は、保護者への連絡が取れない時
ウ 養護教諭	移送中、救急看護を必要とする時

災害・傷害発生時マニュアル

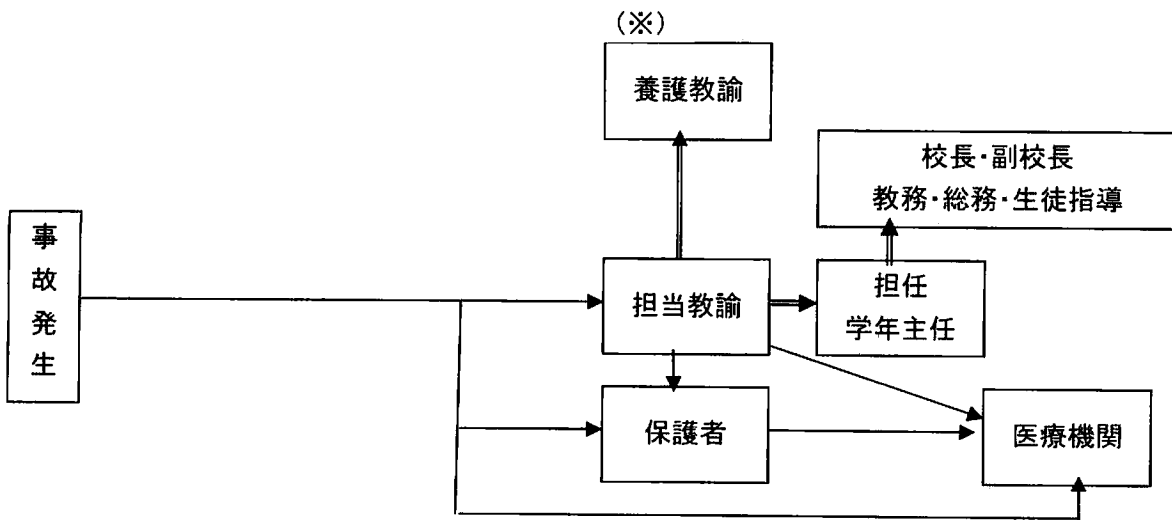
1 養護教諭在校時



2 養護教諭不在時



3 休日、部活動時



——— は電話連絡・事後報告

(※) 日本スポーツ振興センター等への手続き